平成２２年（フ）第１７５０９号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾1417－１－101
債務者　加藤　美沙
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５１３号
東京都狛江市岩戸南１丁目17－１－102
債務者　阪田　幸男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５１４号
東京都板橋区赤塚３丁目30－２　下田コーポⅡ－101
債務者　萩原　多会
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６号
熊本県八代市田中西町５号25番地
債務者　廣瀬さち子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２９４３号
横浜市緑区寺山町587番地　黒滝荘202号
債務者　三田あい子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５０号
静岡県藤枝市下之郷1222番地の16
債務者　有村　和弘
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５５号
静岡市清水区入江３丁目７番３号、旧住所静岡市清水区押切56番地の10
債務者　岩間あき子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７１号
静岡市清水区蒲原5369番地の２、旧住所静岡市清水区蒲原新栄128番地
債務者　望月　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９９号
静岡市駿河区手越原262番地の５　リジェント手越原301号
債務者　滝戸　藤俊
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２９号
静岡県藤枝市中ノ合105番地の２の２
債務者　安藤　　潔
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０９号
静岡市駿河区中原549番地の２　中原良和ハイツＢ棟332号、旧住所静岡市駿河区中原568番地の２　ファミールグランデージ中原410号
債務者　佐藤　克弥
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第６３１２号
東京都文京区西片２丁目４－４
破産者　手島　陽子
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３１３号
東京都文京区西片２丁目４－４
破産者　手島　照之
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９３７号
静岡県下田市白浜2150－３
破産者　藤間　幹也
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１２８号
東京都港区白金台４丁目12番７号
破産者　有限会社七海
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４１４号
東京都豊島区東池袋１丁目36番７－315号
破産者　株式会社アール企画
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部